

議案第157号

前橋市休日歯科診療所の設置及び管理に関する条例の制定について

令和5年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市休日歯科診療所の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、休日歯科診療所の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 休日の歯科救急患者に対して応急的な診療を行うため、本市に休日歯科診療所を設置する。

(名称及び位置)

第3条 休日歯科診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 前橋市休日歯科診療所
- (2) 位置 前橋市朝日町三丁目21番13号

(診療等)

第4条 休日歯科診療所は、休日の歯科救急患者に対して応急医療に必要な診療を行うものとし、診療日及び診療時間は、市規則で定める。

(利用の制限)

第5条 市長は、休日歯科診療所を利用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、休日歯科診療所の入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他休日歯科診療所の管理上支障があると認められるとき。

(使用料等)

第6条 休日歯科診療所の使用料及び手数料は、別表のとおりとする。

(使用料等の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第8条 休日歯科診療所の利用者は、施設又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

項 目	金 額
使用料	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により計算した額
文書交付手数料	診断書 1通につき 3,000円
	証明書 1通につき 3,000円